

平成15年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調査

		事業所管部局	国土交通省地域整備局公園緑地課
計画事業名	都市計画公園事業 菅生緑地	事業担当局	環境局
事業採択年度	着手年度 昭和58年度	認可・承認等年度	昭和51年度
経過年数	21年	該当条項	再評価実施後5年経過
完了予定年度	平成20年度	関連事業名	
事業の目的・概要・課題	事業の目的 自然環境の保全、都市景観の向上、災害避難場所、緩衝緑地帯の機能を有する緑地として整備する。 併せて平成12年からは宮前区の市民健康の森として地域のシンボル、レクリエーションの場として多くの市民に親しまれている。	事業採択時の背景及び契機  昭和45年に都市計画決定した隣接の「流通業務地区及び団地」について反対運動が起こり、これを契機に「緑の条例」制定、直接請求へと発展した。昭和51年には緩衝帯機能を有する緑地として13.4haを都市計画決定した。	
	事業内容 既存樹林地の保全を図るとともに、広場、散策園路、休憩施設等を整備する。 ・都市計画決定面積 13.4ha ・事業認可区域面積 5.7ha ・用地確保済面積 8.7ha（事業認可区域内 5.1ha） ・既供用区域面積 5.3ha（事業認可区域内 3.1ha）	事業採択（着工、未着工）から基準年を経過している主な理由  東西2ヶ所の地区に分かれ、東地区の緩衝帯機能を優先的に整備してきたが、土地所有者の係争問題や未処理の国有財産などがあり、事業が遅延した。平成10年度より西地区の整備を進めている。	
	事業費規模（単位：百万円）  (1) 事業費 8,622（残事業費 1,048） (2) 一般財源 6,859 (3) 特定財源 1,763 （国庫補助金）	現状の課題  当初あった流通業務地区計画による線引で昭和51年に都市計画決定された区域を、現状の地域づくりに資する土地利用形態に合う区域に見直すことによる変更。	

再評価の視点	当緑地の整備については、2010プランの中期計画事業の中で、「水と緑の快適環境の創造」として位置付けられている。オープンスペースとしての広場整備がほぼ完了し、広く市民に利用されている東地区とあわせて、現在は主に多摩丘陵に残された貴重な樹林地が主体となっている西地区を整備し、東西地区一体として豊かな自然環境の保全、自然に親しむレクリエーションの場や都市景観の向上に寄与することを目的とした整備を図っていく。 また、宮前区市民健康の森となっているため、市民と意見交換を行ないながら、協働作業により整備を行なっていく。
	検討項目  西地区の計画的な用地取得（地権者との交渉）（計画決定の線引きの見直し） 市民健康の森事業と緑地計画との整合性。（市民組織との調整） 宮前区の区づくりと緑地の在り方。

対応方針案	対応方針案  <b>継続</b> ・継続（見直しの上）・中止
	対応方針案の考え方  ほぼ整備が完了し供用している東地区と、自然の樹林地が残る西地区について、市民とのパートナーシップによる計画に基づき、自然の植生を活かした整備を進めることにより、緑地としての総合的な利用を図るとともに、都市に残された貴重な緑の資源として位置付け、環境教育の場や平瀬川の源流の貴重な涵養林の育成を図っていく。また、緑地計画線引の正常化を図るための区域変更を行っていく。